

警察庁訓令第 15 号

少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 10 月 1 日

警察庁長官 楠 芳伸

少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令

少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成 19 年警察庁訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙

少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成 19 年警察庁訓令第 12 号）

[illegible]

触法・ぐ犯調査

別記様式第36号

関係書類追送書

年 月 日

殿

警察署

官職

印

下記少年事件の関係書類を追送する。

少年の氏名

送致年月日

年 月 日

送致罪名又は件名

追送書類目録

文書の標目	作成年月日	作成者	申述者	書類番号	備考

注記 1 家庭裁判所又は児童相談所に送致した少年事件の関係書類を追送する場合に用いること。
2 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

(用紙 日本産業規格 A 4)

触法・ぐ犯調査

別記様式第36号

関係書類追送書

年 月 日

殿

警察署

官職

印

下記少年事件の関係書類を追送する。

少年の氏名

送致年月日

年 月 日

送致罪名又は件名

追送書類目録

文書の標目	作成年月日	作成者	申述者	丁数	備考

注記 1 家庭裁判所又は児童相談所に送致した少年事件の関係書類を追送する場合に用いること。
2 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

(用紙 日本産業規格 A 4)